

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

尾道市「心豊かなみなとづくり」計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

尾道市

3. 地域再生計画の区域

尾道市の全域

4. 地域再生計画の目標

尾道市は、広島県の東南部に位置し、平成18年1月10日に因島市・瀬戸町と合併し、人口153,643人（平成18年1月10日現在）、面積284.85平方キロメートルとなりました。南の島しょ部と沿岸部及び北の内陸盆地から構成され、瀬戸内の島から沿岸部、内陸盆地に至る多彩な広がりを有しており、瀬戸内の海と島、市街地や集落を取り巻く緑豊かな山々など豊かな自然に恵まれている。

また、平安時代末期の嘉応元年に備後大田荘の船津倉敷地として、荘園米の積み出し港になって以来、瀬戸内海の交通の要衝として繁栄をとげ、多くの神社仏閣の寄進造営が行われ、わけても千光寺山、西国寺山、浄土寺山の尾道三山周辺には、国宝や重要文化財が軒を連ね、文化の薫り高いゾーンを形成している。

渡し船が行き交う尾道水道、点在する寺院、歴史を凝縮した景観は、尾道ならではの美しさを醸し出しており、多くの文人墨客が訪れ、多くの足跡を残しており、また、多くの映画等の舞台になるなど、全国的にも高い知名度を有している。

また、尾道と今治を結ぶ瀬戸内しまなみ海道は、架橋美術館ともいえる橋と多島美とが見事に調和した文化的な景観を誇っている。

このような背景のもと、尾道水道を含む中心市街地の風情や、瀬戸内しまなみ海道に代表されるように、本市の優れた景観や豊かな自然及び多様な文化財の蓄積は貴重な資産として、その独特の都市景観・自然景観は市民の誇りともなっており、地域資源として共有・活用し、これらの資産を守っていくまちづくりを進めていくことが重要となってきた。

そのため、尾道市としては、平成8年3月に尾道市総合計画基本構想、平成13年2月に尾道市総合計画後期基本計画を策定し、「ヒューマンポート・尾道一国際芸術文化都市」のキャッチフレーズテーマのもと、まちづくりの基本目標として、「世界に開かれたみなと」「創造的なみなと」「心豊かなみな

と」の3つの都市象を掲げ、その実現に向けた取組みを推進してきた。

その中で、「心豊かなみなとづくり」として、尾道らしい魅力ある景観の保全と創造や生活環境の保全を基本とした自然環境の保全と活用を図り、市民が自信・誇り・気概を持てるまち、生涯にわたって幸せに暮らせるまちを目指してきた。

その一環として、沿岸部に密集した市街地が形成され、河川・用水路に沿って市街地の拡大が進行し、生活排水路の汚濁は海域にまで及び深刻な現象を引き起こしていたため、公共下水道事業、小型浄化槽設置整備の促進、農業集落排水事業、漁業集落排水事業を実施しているが、改善には不十分な状況にある。

そこで、今回、汚水処理施設整備交付金を活用し、汚水処理施設整備を一層促進することで、海域の水質改善を目指す。

併せて、尾道水道や瀬戸内しまなみ海道など特徴ある自然環境や歴史・文化資源を活かした美しい景観の形成及び保全を図り、「心豊かなみなとづくり」を行う。

これらの取組みを通して、多彩な出会いと賑わいが生まれ、安心して生活できる自然・景観環境と調和した魅力と誇りのある都市を実現する。

(目標) 汚水処理人口普及率を28%から35%に向上させる。

5. 目標を達成するために必要な事業

5-1 全体の概要

尾道市の汚水処理構想に基づき、平成17年度より5カ年の汚水処理計画を策定して、公共下水道事業区域内の公共下水道処理区域の拡大、尾道市公共下水道認可区域及び集落排水区域を除く区域においては、小型浄化槽の設置の促進を目指し、汚水処理人口普及率の向上を図る。

また、優れた歴史的資源、景観資源を活かしたまちづくりを進めることを通して世界遺産登録を推進し、景観を保全するため、尾道市景観条例を策定する。

さらに、環境への負荷を削減するため尾道市環境基本計画の策定、親水空間の形成のため港湾海岸保全事業、自然環境の保全のため漁業集落環境整備事業を実施し、また、農業集落排水事業を継続し、自然環境、景観の保全と活用を図る。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道・・・昭和58年2月に事業認可

[事業主体]

尾道市

[施設の種類]

公共下水道、小型浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

公共下水道	尾道市公共下水道認可区域
小型浄化槽（個人設置型）	尾道市公共下水道認可区域及び集落排水区域を除く区域

[事業期間]

公共下水道	平成18年度～21年度
小型浄化槽（個人設置型）	平成17年度～21年度

[事業費]

公共下水道	事業費	554,000千円
	（うち、交付金	277,000千円）
	単独事業費	546,000千円
小型浄化槽（個人設置型）	事業費	797,703千円
	（うち、交付金	265,901千円）
	合計	事業費 1,351,703千円
	（うち、交付金	542,901千円）
	単独事業費	546,000千円

[整備量]

公共下水道	φ200～350	7,400m
小型浄化槽（個人設置型）		1,995基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道で2,000人、小型浄化槽で7,000人

5-3 その他の事業

地域再生法による特別措置を活用するほか、以下の事業を行い、多彩な出会いと賑わいが生まれ、安心して生活できる自然・景観環境と調和した魅力の誇りのある都市を実現する。

①世界遺産登録推進事業

世界遺産登録を推進し、尾道の個性である優れた歴史的資源、景観資源を活かしたまちづくりを進める。

②尾道市環境基本計画策定事業

環境への負荷を削減するため、行政・事業者・市民及び滞在者が一体となって、多種・多様な取組みを総合的・計画的に推進する指針を策定し、環境の保全に努める。

③港湾海岸保全事業

尾道水道に面した市街地を浸水被害から護るとともに、海岸線を活かして、市民や来訪者が海に親しめる賑わいのある魅力ある親水空間の形成を促進する。

④漁業集落環境整備事業

大町地区の集落排水・集落内道路を整備し、自然環境の保全と安全で快適な漁業集落の形成を図る。

⑤尾道みなと祭

尾道港開港の恩人、町奉行・平山角左衛門を祀った住吉神社の例祭を中心に、まちいっぱい踊りパレードや創作踊りコンテストなどが繰り広げられ、尾道を代表する祭りとして、賑わいを創出する。

⑥尾道市景観条例策定

歴史的な中心市街地の景観を保全するとともに、尾道水道や瀬戸内しまなみ海道に面したエリアで良好な景観を形成し、豊かでうるおいのある市民生活に資するためを目指して、景観法に基づく尾道市景観条例を策定する。

⑦農業集落排水事業

御寺・宝地地区においては、農業集落排水施設を整備しており、事業を継続し、自然環境と快適な住環境を保全する。

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じ事業内容の見直しを図るため、市内部で「尾道市汚水処理施設整備検討委員会（仮称）」を組織し、整備状況の評価・検討を行う。

8. その他地方公共団体が必要と認める事項

特になし